

## 第 6 回 第 1 農地部会 議 事 録

日 時 平成30年6月18日(月) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 おおた やすひろ おおた よしまさ さかくら ゆきみつ まえかわ ようこ  
太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光・5 前川 洋子  
8 きた よしゆき いしい やすひろ かわぐち くにじ よこやま はくお  
喜多 義幸・9 石井 康宏・10 川口 邦次・11 横山 帛生  
12 あさお てつや ひらい ひでつぐ さの こ さかの だいてつ  
浅生 哲也・13 平井 秀次・19 佐野すま子・21 坂野 大徹  
24 かわべ ちあき  
川邊 千秋

以上13名

欠席委員 4 たむら あきら  
田村 明

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・長谷川次長・竹田主査

総合支所 河芸：倉田主事補 美里：向出主査 安濃：北角担当主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 5 まえかわ ようこ いしい やすひろ  
前川 洋子・9 石井 康宏

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)  
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(地上権)  
報告第7号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長 それでは第6回第1農地部会を開催させていただきます。本日の欠席は、4番の田村 明委員の1名で、出席委員は13名です。  
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。5番の前川洋子委員、9番の石井康宏委員、よろしくお願いします。  
まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 それでは報告事項について説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。よろしくお願いします。  
議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1から6で、合計件数は6件、合計面積は12,075㎡で、その内訳は田が11,661㎡、畑が414㎡でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから3ページをお願いいたします。

恐れ入りますが、一部訂正をお願いいたします。3ページの番号3の下2行、取得事由の欄でございますが、「\_\_\_\_\_より持ち分3分の1相続」のところ「持ち分3分の1相続相続」となっておりますので、相続を一つ削除願います。申し訳ございませんでした。

それでは、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から4で、件数は合計で4件、合計面積は31,534㎡で、その内訳は田が26,418㎡、畑が5,090㎡、その他が26㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。

4ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

番号2、植林用地

件数は合計で2件、合計面積は、畑で448㎡でございます。

5ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、共同住宅用地

番号2、宅地分譲用地

番号3、太陽光発電施設用地

番号4、一般個人住宅用地

番号5、宅地分譲用地

番号6、庭用地  
番号7、太陽光発電施設用地  
でございます。

以上、件数は7件で、合計面積は4, 565.52㎡、この内訳は田が1, 768㎡、畑が2, 797.52㎡でございます。

6ページをお願いいたします。  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、有料老人ホーム用地  
番号2、コンビニエンスストア用地  
でございます。

以上、件数は2件で、合計面積は8, 297.05㎡、この内訳は田が1, 114.05㎡、畑が7, 183㎡でございます。

7ページをお願いいたします。  
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（地上権）でございます。

番号1、太陽光発電施設用地  
でございます。

以上、件数は1件で、面積は畑で740㎡でございます。

8ページをお願いいたします。  
報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。  
番号1、権利者、\_\_\_\_、申請地は畑で138㎡、取得年月日は平成10年3月10日でございます。  
この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願いします。  
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）ですが、番号2に関しましては、\_\_\_\_委員に係る案件で、番号8に関しましては、\_\_\_\_委員に係る案件です。

先に番号2及び番号8の採決をし、その後、番号1と3から7、番号9から12の案件について、採決したいと思います。

それでは番号2に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、\_\_\_\_委員の一時退室をお願いしたいと思います。

< 退 室 >

議長 では、番号2の説明を事務局お願いします。

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>それでは番号2についてご説明いたします。</p> <p>番号2、地区 櫛形、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、面積 927,450㎡ 渡人 _____、面積 3,148㎡ 申請地 分部森_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,122㎡ 外1筆、合計面積 3,148㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。</p> <p>この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長   | 事務局の説明が終わりました。番号2について、地元委員の意見を伺います。  |
| 太田委員 | 2番、太田です。地元推進委員による現地確認をしております、何ら問題ないということで、事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。   |
| 議長   | 番号2について、担当委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。  |
| 部会委員 | <一同 異議なし>  |
| 議長   | <p>それでは異議なしと認め、番号2については、許可をすることに決定いたします。_____委員入室して下さい。</p> <p>&lt; 入 室 &gt;</p>   |
| 議長   | <p>次に番号8に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員の一時退室をお願いしたいと思います。</p> <p>&lt; 退 室 &gt;</p>  |
| 議長   | では、番号8の説明を事務局お願いします。   |
| 事務局  | <p>それでは、番号8についてご説明いたします。</p> <p>番号8、地区 安西、受人 _____、面積 361,213㎡、渡人 _____、面積 936㎡ 申請地 芸濃町北神山血解_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 310㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。</p> <p>この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、</p>  |

許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号8について、地元委員の意見を伺います。

川口委員 10番、川口です。地元推進委員と現地確認いたしまして、推進委員も別に問題ないということで、説明どおりということでございますので、よろしくお願い致します。

議 長 番号8について、担当委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号8については、許可をすることに決定いたします。\_\_\_\_\_委員入室して下さい。

< 入 室 >

議 長 それでは、番号1と3から7、番号9から12の説明をお願いします。

事務局 それでは、残りについてご説明いたします。

番号1、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,054㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 7,054㎡、申請地 神戸高入\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,278㎡。

これにつきましては、生前部分贈与です。

番号3、地区 片田、受人 \_\_\_\_\_、面積 11,716㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,584.91㎡ 申請地 片田長谷場町角ト\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 262㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 片田、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,460㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,414㎡ 申請地 片田長谷場町角ト\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 232㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,447㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 9,524㎡ 申請地 芸濃町棕本念佛田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 72㎡。

これにつきましては、次の番号6で許可を受けようとする土地との相互交換をしようとするものです。

番号6、地区 椋本、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,524 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,447 m<sup>2</sup> 申請地 芸濃町椋本念佛田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 115 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、前の番号5で許可を受けようとする土地との相互交換をしようとするものです。

番号7、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、面積 68,496 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 820 m<sup>2</sup> 申請地 芸濃町萩野米野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 444 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 雲林院、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,660.6 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、面積 6,471 m<sup>2</sup> 申請地 芸濃町雲林院一之蔵 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 230 m<sup>2</sup> 外8筆 合計面積 1,408 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、高齢による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、受人の面積が2660.6 m<sup>2</sup>となっておりますが、芸濃町雲林院の下限面積は40アールと別段の面積を設定していますので、今回取得する農地1,408 m<sup>2</sup>を加えますと、4,068.6 m<sup>2</sup>となり、当地域における下限面積をクリアするものです。

番号10、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,306 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,768 m<sup>2</sup> 申請地 美里町穴倉高木 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 150 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号11、地区 草生、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,692 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 416 m<sup>2</sup> 申請地 安濃町草生清水田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 416 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、受人の面積が4,692 m<sup>2</sup>となっておりますが、安濃町地内の下限面積は50アールですので、今回取得する農地416 m<sup>2</sup>を加えますと、5,108 m<sup>2</sup>となり、下限面積をクリアするものです。

番号12、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、面積 8,055.28 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,872.03 m<sup>2</sup> 申請地 安濃町内多川原 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 894 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、既にご審議をいただきました番号2及び8も含みまして、件数は12件、合計面積は、9,729 m<sup>2</sup>、このうち田が8,513 m<sup>2</sup>、畑が1,216

m<sup>2</sup>でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。番号1と3から7、番号9から12の地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。6月12日に地元推進委員と連絡を取り、特に問題ないということですので、事務局の説明どおり、特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 番号、3番。

前川委員 5番、前川です。3番、4番とも6月12日に地元推進委員と連絡を取り、特に問題ないということですので、事務局の説明どおり、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 番号、5番。

川口委員 10番、川口です。5番、6番とも耕作がしやすくなるという利点があります。地元推進委員も別に問題はないということでございます。

議長 はい、ありがとうございます。番号7番。

石井委員 9番、石井です。事務局の説明どおり、何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとう。番号9番。

石井委員 9番、石井です。8日に現地確認させていただきまして、事務局の言うとおりに、何も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。番号10番。

横山委員 11番、横山です。6月6日に現地確認しました。地元推進委員も問題なしという意見です。事務局の説明どおりですので、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。番号11番。

平井委員 13番、平井です。6月8日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということですので、事務局の説明どおりで何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。番号12番。

浅生委員 12番、浅生です。12番の件ですが、地元推進委員も問題なしということで、事務局の説明どおり問題なしです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。番号1と3から7、番号9から12について、皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、番号1と3から7、番号9から12については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ですが、番号3に関しましては、\_\_\_\_\_委員に關係する案件です。先に番号3の採決をし、その後、番号1と2の案件について、採決したいと思います。

議長 それでは番号3に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、\_\_\_\_\_委員の一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 では、番号3の説明を事務局お願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。それでは番号3についてご説明いたします。

番号3、地区 安西、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町北神山血解\_\_\_\_\_、台帳地目は畑、現況地目は宅地、面積 22㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものですが、平成15年ごろに、次の議案第3号の番号4で許可を受けようとする土地と一体的利用により軽量鉄骨造倉庫1棟と簡易物置1棟を建築し、土地利用組合の使用に供しており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。番号3について、地元委員の意見を伺います。

川口委員 10番、川口です。始末書も出ておりました、地元推進委員も意見がないということです。事務局の説明どおりということでございますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとう。番号3について、担当委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、番号3については、許可をすることに決定いたします。\_\_\_\_\_委員入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、番号1と2の説明をお願いします。

事務局 それでは、残りについてご説明いたします。  
番号1、地区 白塚、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白塚町九門久\_\_\_\_\_  
台帳地目・現況地目とも田、面積 297㎡ 外1筆 合計面積 1,173㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、530.32㎡、設置率は、転用面積の45.2%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本新町\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 551㎡。

これにつきましては、申請地を親子共同名義で一般個人住宅・倉庫・駐車場用地とするものですが、昭和59年頃に倉庫を建築した旨の始末書が提出されており、後でご審議いただきます議案第7号の番号1と同じく許可を得ようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、既にご審議をいただきました番号3も含みまして、件数は3件で、合計面積は1,746㎡、このうち田が1,173㎡、畑が573㎡でございます。

これら案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。番号1と2の地元委員の意見を伺います。番号1番。

事務局 本日、田村委員がご欠席でございますが、事前に6月8日に会長、部会長、地元推進委員と立会いのもと、現地確認を実施し、問題ないとの報告を得ておりますので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。番号2番。

川口委員 10番、川口です。地元推進委員と確認いたしまして、事務局の説明どおり、始末書も出ているということで、問題ないということでございます。よろしく願いします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。番号1と2につい

て、皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、番号1と2については、許可をすることに決定いたします

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）ですが、番号4に関しましては、石井委員に関係する案件です。先に番号4の採決をし、その後、番号1から3、番号5から7の案件について、採決したいと思います。

議長 それでは番号4に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、石井委員の一時退室をお願いしたいと思います。

< 退 室 >

議長 では、番号4の説明を事務局お願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。それでは番号4についてご説明いたします。

番号4、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町北神山血解 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 271㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものですが、平成15年ごろに、先の議案第2号の番号3で許可を受けた土地と一体的利用により軽量鉄骨造倉庫1棟と簡易物置1棟を建築し、土地利用組合の使用に供しており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。番号4について、地元委員の意見を伺います。

川口委員 10番、川口です。事務局の説明どおり、地元推進委員も別に問題はないということでございました。よろしく申し上げます。

議長 番号4について、担当委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、番号4については、許可をすることに決定いたします。\_\_\_\_\_委員入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、番号1から3、番号5から7の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、残りについてご説明いたします。

番号1、地区 一身田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田豊野はノ坪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 31㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農作業場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_ 外1名、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 大里山室町東谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 307㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 豊津、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町影重浜新田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 535㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、420.84㎡、設置率は、転用面積の78.6%になります。農地区分は、第3種農地と判断されま

す。

番号5、地区 長野、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町桂畑垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 937㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、511.68㎡、設置率は、転用面積の54.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま

す。

番号6、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_、渡人 亡\_\_\_\_\_ 相続財産管理人 弁護士 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町川西岡副\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 119㎡ 外1筆 合計面積 204㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 香良洲、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町大新田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 499㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、383.46㎡、設置率は、転用面積の77%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、既にご審議をいただきました番号4も含みまして、件数は7件で、合計面積は2,784㎡、このうち田が499㎡、畑が2,285㎡でございます。

す。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号1から3、番号5から7の地元委員の意見を伺います。番号1番。

事務局 こちらも田村委員の案件でございます。事前に、6月8日に地元推進委員立会いのもと、現地確認を実施し、問題ないとの報告を得ておりますので、ご報告をいたします。

議 長 番号2番。

坂倉委員 3番、坂倉です。6月8日に地元推進委員と一緒に現地確認いたしました。事務局の説明どおり、特に問題はございません。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。番号3番。これは私の地区ですが、地元推進委員も特に問題なしということで、地元推進委員さんからは何ら問題なかったということで、事務局の説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。番号5番。

横山委員 11番、横山です。6月6日に現地確認いたしました。地元推進委員も何も問題なしとのことでした。事務局の説明どおりで、問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。番号6番。

平井委員 13番、平井です。6月8日に現地確認の方にまいりました。地元推進委員も問題なしということでございますので、事務局の説明どおり、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。番号7番。

太田委員 1番、太田です。6月7日に地元推進委員と現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。番号1から3、番号5から7について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、番号1から3、番号5から7については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1 地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高茶屋小森町竹縄 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 338㎡ 外1筆、合計面積 1,233㎡。

これにつきましては、平成30年4月18日に所有権移転で許可をした案件ですが、事業計画変更のため、許可の取消願いが提出されております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

太田委員 1番、太田です。事務局の説明どおり、問題ないと考えます。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、承認をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 神戸、借人 有限会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 神戸品田 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 912㎡ 外2筆、合計面積 928.3㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の賃貸借権を設定し、申請地を借人が近辺で各種スポーツ施設整備・管理業を営む法人の資材置場用地として使用するものですが、平成5年ごろから当目的で利用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 神戸高入 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 3,060㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の賃貸借権を設定し、申請地を来客者用駐車場及びスポーツ施設用地とするものですが、平成17年ごろから駐車場として利用されており、始末書の提出があります。

農地区分は、甲種農地と判断されますが、不許可の例外に当たります既存施

設の拡張に当たりますので、妥当なものであると判断されます。

番号3、地区 楡形、借人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安東町木若\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 679㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、後でご審議いただきます議案第6号の番号1と同じく許可を得ようとするものです。

パネル設置面積は、469.44㎡、設置率は、転用面積の69.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、借人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町長峰\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 677㎡ 外3筆、合計面積 2,100㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接する山林との一体的利用により4283.64㎡、設置率は、同様に69.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は6,767.3㎡、このうち田が5,176.3㎡、畑が1,591㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。6月8日に現地確認をしました。地元推進委員は当日欠席でしたが、後日連絡があり、問題ないということですので、事務局の説明どおり、特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。番号2番。

前川委員 5番、前川です。6月8日に守山会長、喜多部会長と現地確認をしました。この日も地元推進委員は欠席で、後日問題ないと連絡ありましたので、事務局の説明どおり、特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 番号3番。

前川委員 5番、前川です。6月8日に地元推進委員と現地確認をしまして、特に問題ないということですので、事務局の説明どおり、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。番号4番。

|       |  |
|-------|--|
| 坂倉委員  | 3番、坂倉です。6月8日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員と一緒に現地確認をしました。特に、事務局の説明どおり問題ないということですので、よろしくお願ひいたします。  |
| 議 長   | 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。   |
| 部会委員  | <一同 異議なし>  |
| 議 長   | それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）事務局の説明をお願いします。  |
| 事 務 局 | <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。</p> <p>番号1、地区 楡形、借人 株式会社_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安東町木若_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 679㎡。</p> <p>これにつきましては、議案第5号の番号3でご審議いただきました賃貸借権同様の案件であり、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>当案件につきましては、本来ですと賃貸借権か地上権の一方を設定すれば事足りるものでありますが、現段階において地権者とどちらで契約を締結するか決まっていなため、手続き上、両方の許可を得ようとするものです。なお、これら賃貸借権、地上権は、借地権の一種であり、お互い共存関係にあるため、今回のような双方の手続きを行うことは可能であると、国に確認しております。</p> <p>パネル設置面積、設置率、農地区分は先ほど議案第5号でご説明したとおりでございますが、パネル設置面積は469.44㎡、設置率は69.1%、農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件で、合計面積は畑で679㎡でございます。この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。   |
| 前川委員  | 5番、前川です。先ほど第5号議案で報告したとおり、特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。   |
| 議 長   | 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。   |

|       |   |
|-------|---|
| 部会委員  | <一同 異議なし>   |
| 議 長   | <p>それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、一部訂正をお願いいたします。番号2の地区が明になっておりますが、正しくは棕本でございます。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本新町_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 551㎡。</p> <p>これにつきましては、議案第2号の番号2でご審議いただきました案件に関連しますが、借人は、貸人との間に50年間の使用貸借権を設定し、申請地を親子共同名義で一般個人住宅・倉庫・駐車場用地とするものですが、昭和59年頃に倉庫を建築した旨の始末書が提出されています。農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町中繩太市込_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 493㎡のうち227㎡ 外1筆、合計面積 496㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、平成30年4月10日から基礎工事を開始した旨の始末書が提出されています。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件で、合計面積は畑で1,047㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。  |
| 川口委員  | 10番、川口です。議案第2号のあがっているとおり、地元推進委員も問題ないということでございます。よろしく申し上げます。2番ですが、現地確認いたしまして、工事が進んでいますが、それに対して始末書が出されておるといってございましたので、地元推進委員も問題はないということでございました。よろしく申し上げます。  |
| 議 長   | 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。  |
| 部会委員  | <一同 異議なし>   |

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で48,856.3㎡、畑の使用貸借で1,262㎡、契約件数は13件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,520㎡、契約件数は12件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で66,064㎡、畑の使用貸借で571㎡、契約件数は15件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で1,883㎡、契約件数は1件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて132,323.3㎡、畑の集積が、使用貸借で1,833㎡、合計契約件数は41件、合計面積は134,156.3㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区10件、河芸地区4件、安濃地区14件、芸濃地区1件で合計29件、合計面積は118,386.3㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で70.7%、面積で88.2%となっております。今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号40についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号5、ほか8件についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この9件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号4、ほか1件についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この2件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは議案第8号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
第6回第1農地部会を終了いたします。

午前 11 時 27 分

上記は、第 6 回第 1 農地部会の議事を録したものである。

平成 30 年 6 月 18 日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_